

論壇 Argument



● 一般社団法人 美唄歯科医師会
専務理事
岩本 友理子

受動喫煙について

平成28年7月1日、我が美唄市において道内では初の受動喫煙防止条例が施行されました。受動喫煙とは、本人が喫煙しなくとも身の回りのタバコの煙を吸わされてしまうことをいいます。また、三次喫煙（サードハンドスモーキング）という言葉をご存知でしょうか？三次喫煙とは、タバコを消した後に、その場に残った残留物から有害物質を吸わされてしまうことです。ニコチン・タールなどの有害物質は、布製品や壁紙などに吸着しやすくカーテンやソファや壁・車内や喫煙者の衣服に残留します。そこから非喫煙者が有害物質を吸入してしまうのです。

喫煙による健康への悪影響については、全身疾患だけではなく歯周病や口腔がんの原因となることも、一般の方々においても広く認知されるようになってきました。喫煙者本人は、こういった悪影響をわかっていてもニコチン依存症を治療する気がなく、自分の健康を損なっていただけなのでいいのですが・・・健康に気をつけている非喫煙者や子供たちが吸いたくないのに有害物質だらけの煙を吸わされて、がん・心疾患・呼吸器疾患を患い命にかかわることがあるなんてあり得ない！というのが受動喫煙防止の背景です。あくまでも、タバコを吸わない人がタバコの煙を吸わないようにすることが目的であり、喫煙者の皆さんに禁煙をしろということではありません。

美唄市の条例は努力義務であり罰則はありませんが、厚生労働省は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、罰則付きの受動喫煙防止法の整備をすすめており、我々医療機関においては敷地内禁煙とされるようです。クリニックの駐車場の車内での喫煙も何らかの罰則対象となるのです。はたして私は、奥さんの治療が終わるまで車内で待っていてくれる旦那さんの喫煙を注意することができるだろうか？そんなことを注意されて奥さんは旦那さんに送迎を頼みづらくなったりしないか心配で注意できないかもしれない。

ここ十数年で日本はニコチン依存症の治療を保険適用としたり、健康増進法として分煙対策をすすめてきましたが、WHOによるとまだ日本の受動喫煙対策は「世界最低レベル」らしいです。受動喫煙・三次喫煙防止への啓発は順調にされつつある一方、喫煙者にも喫煙する権利・自由があります。昨今の日本国民の傾向から鑑みるとネットやSNSなどを通じ、喫煙者への悪者扱いがエスカレートしないか心配でもあります。あくまでも受動喫煙防止法案は禁煙法案ではありません。タバコはもう単なる嗜好品ではなくなるのでしょうか。私はタバコをやめてからもう17年経ち他人のタバコの煙は嫌悪しますが、実はいつか死期が近づいたら吸おうかなあと考えています。その頃にはもう喫煙できる場所が本当になくなってしまったり、値上がりにより超高級嗜好品になっていたり、あるいは麻薬と同じ扱いになっていたりしているかもしれませんね。あ、だからみんな今のうちに吸うのかな？